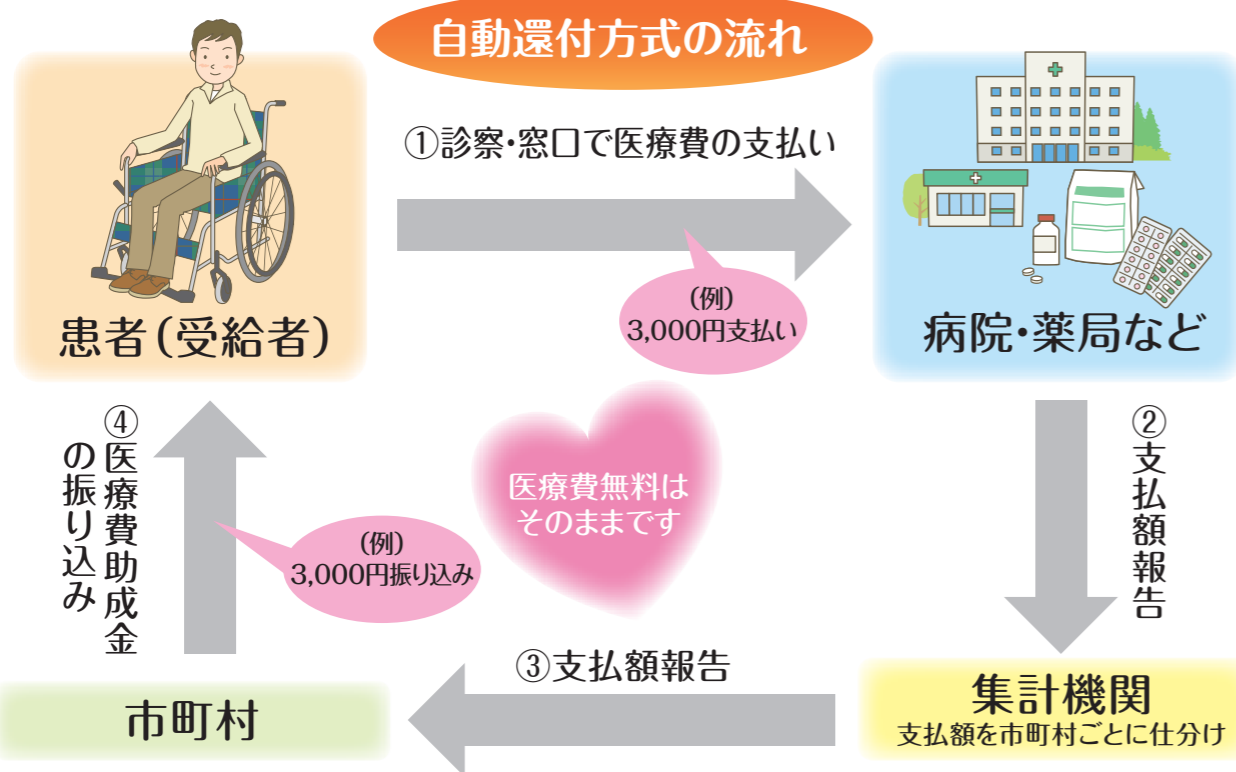


## どう変わるの？

医療機関の窓口でいったん医療費を支払っていただき、その後3ヵ月程度で自動的に還付する方法に変わります。

平成19年度以前の償還払い方式では、領収書を市町村窓口にて持参し還付申請をしていただきましたが、そのような手続きを行わなくても、支払った医療費が自動的に口座に振り込まれます。



## 窓口での支払いに不安があるときは？

医療費の支払いに必要な資金を事前にお貸しする制度を利用できます。

### 事前貸付制度(予定)

- 申込窓口: 市町村(月1回)
- 貸付利息: 無利子
- 所得制限: なし
- 返済方法: 医療費助成金を返済に充当



## 見直しの効果は？

減額措置を解消することによって、

- 医療の重要度が高い障害のある方のため、将来にわたり安定した持続可能な医療費助成事業とします。
- 減額措置の補填に充てていた経費を、障害者施策のより一層の充実に活用します。

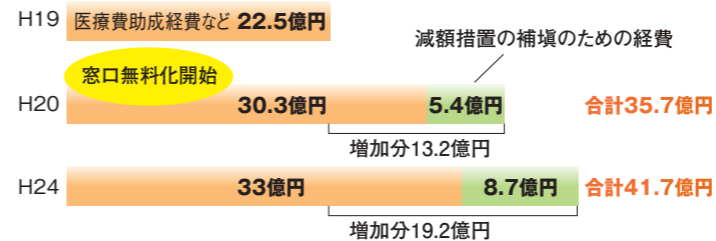


## なぜ今見直しが必要なの？

「窓口無料化」を実施することによる国の負担金の減額措置を解消するためです。

平成20年度から窓口無料化を実施したところ、平成24年度には実施前と比べて経費が19.2億円増加しました。増加した経費のうち、本来、国から入ってくる負担金の減額分を補填する経費が8.7億円(増加経費の45%)を占めています。

この補填に要する経費は、全て県民の税金であり、有効に使うためには、さらなる工夫が必要です。



### 国の負担金の減額措置とは

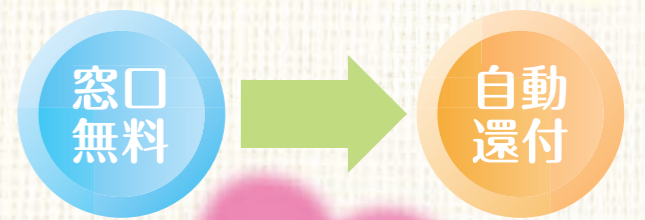
国は窓口無料化を行うことで医療費が増加すると考え、窓口無料方式で医療費を助成する市町村に対し、国民健康保険の大きな財源である国庫負担金を減額しています。

そのままでは国民健康保険の財源が不足するので、県と市町村が減額された分を補填しています。

山梨県では、障害のある方が地域で安心して生活できるよう、医療費の自己負担分を全額無料とする重度心身障害者医療費助成事業を全市町村で実施しています。この事業において、医療費の窓口での支払いをなくす「窓口無料化」を平成20年4月から実施したところ、実施前と比べて県と市町村の経費が大幅に増加しました。その約半分は、窓口無料化を行うことで国の負担金が減らされた分を補填するための経費が占めています。国の負担金を減らされることなく、医療費無料制度を将来にわたり安定的に継続していくために、助成の方法を「自動還付方式」に変更します。

平成26年  
11月から

# 重度心身障害者医療費の助成方法が変わります！



医療費無料はそのままです